

平成 20 年 11 月 28 日  
(社) 日本監査役協会事務局

## 第 15 回運営小委員会（議事要旨）

日 時 平成 20 年 11 月 27 日（木）18 時 30 分～20 時 30 分  
場 所 当協会本部会議室  
議 事 これまでの議論の整理と今後の議論の進め方について

主な結果と主なご意見は、以下のとおり。

### 1. 内部統制

#### (1) 主な結果

- ①事業報告作成時又は株主総会日までに「重要な欠陥」の存在が明らかとなっている場合には、金商法の開示を待つまでもなく、その内容等について株主に開示・説明を行うことについては、特段の異論はなかった。
- ②ただし、その際の開示・説明の方法については、イ) 現状の下でも運用上様々な方法が考えられる、ロ) 会社法上、内部統制システムの「運用」状況についても開示事項とすべき、ハ) 有報及び監査証明の開示が事実上株主総会日以降となっている現状を見直す可能性は十分にある、等の意見が出された。
- ③内部統制報告書と監査証明を株主総会の報告事項とすることについては、有報の作成や監査人の監査の実務等から、そこまでの日程の繰り上げは実務上難しいこと、また会社法上の位置づけをどうするのか等の指摘があり、大勢の意見には至らなかった。
- ④事業報告あるいは監査役監査報告における「重要な欠陥」の記載方法については、関係団体等がひな型を示すべきとの意見が大勢を占めた。

#### (2) その他の主な意見

- ①開示に関して金商法が要請していることは、内部統制監査証明も財務諸表やその監査証明と一緒にして提出することであり、内部統制報告書及び監査証明の内容等について株主総会においてどう扱うかについては、さまざまな方法が考えられるのではないかと。現時点において、総会報告事項とすることについて法制化の検討はしておらず、仮にそうした要請があるならば、会社法と調整を図る必要が出てくる。
- ②米国の経験では、重要な欠陥が存在するかどうかについては、経営者は、決算日時点ではほぼ把握している。米国において重要な欠陥として最も多いのは、会計方針の適用の誤りであり、次いで職務分掌が不明確なことである。少なくとも決算日時点で判明している重要な欠陥については、それを早期に開示する必要があるのではないかと。

## 2. ねじれ問題

### (1) 主な結果

- ① 現状の監査役の能力に懸念があるとはいえ、現に経営者と監査人との間に利益相反があることは事実であり、我が国の会計監査に対する国際的な信認を得るためにも、現状を変える必要があるとの意見が大勢を占めた。
- ② 「ねじれ」構造を解消することは、会計監査の国際化という将来的な課題に対応するためにも、また資本主義を守り通すためにも避けて通れない問題であり、過去の経緯や現状を基準にして考えるべきではなく、今後取り組むべき課題として前向きに検討すべきとの意見が大勢を占めた。
- ③ 株主によるコントロールの強化という観点から、選任だけでなく、報酬額についても株主総会において決議するという考え方もあることから、ねじれ構造の解決案の一つに加えることとなった。
- ④ 経営者の関与なしに監査役が監査報酬の相当性を適切に判断することはできないことから、監査役に報酬決定権を持たせる場合には、取締役会の同意を要件とすべきとの意見があった。
- ⑤ 監査役の構成について、社外監査役を過半数とすることについて反対の意見があった。

### (2) その他の主な意見

- ① 仮に監査役が監査人の報酬決定権を持った場合でも、報酬決定プロセスに経営者が全く関与しないとは考えておらず、従来と同様に監査人は経営者（経理部）と監査役の双方と話をしながら、報酬額が決められることになろう。最終的な決定者が監査役ということであり、決定に至るプロセス自体は、従来と大きな変更はないのではないかと。
- ② 同意権は実質的に決定権と同様の効果を持つとの指摘があること、さらに、契約自由の原則があるのではないかと議論もあったところであり、あえて現行の法制を変える必要はないのではないかと。
- ③ 同意権も決定権も差はないということであれば、どちらにしてもよいという考え方もでき、国際的な評価という観点に立つならば、最終的に誰が報酬を決める形が良いのかという **finality** の問題として監査役が該当することになるのではないかと。
- ④ 現在、監査人の報酬は時間と単価による積み上げ方式で積算されており、報酬決定の透明性が高まっているという点で昭和 56 年改正当時とは状況は大きく異なる。結果として、バーゲニング・パワーが低下する一方、監査人の力が高まっており、不当な報酬請求にも対処できるような仕組みが必要となっている。その役割を担うのが監査役ではないかと。
- ⑤ 監査報酬は「経営コスト」ではなく、「株主等のための開示のコスト」である。その意味で、監査報酬は、本来、株主総会で決定されるべきものといえる。
- ⑥ 監査費用は資本市場のインフラとしてのコストであり、必要なものには必要なだけ費用をかけるべきものである。したがって、安いとか高いとかいう議論はなじまない。

以上